

再犯防止関係用語集

令和7年2月 仙台矯正管区作成

ぜひ、こんなことにご活用ください

- ☑ 地域の中の「再犯防止」に関わる用語の意味を調べることができます
- ☑ 地方再犯防止推進計画の策定の際、巻末の用語集の作成などにご活用ください



用語		説明
【あ行】		
1	アディクション	嗜癖と訳され、アルコール・薬物などの刺激を絶えず求める病的傾向のこと。やめようと思いつつもやめることができない状態。物質依存（アルコールや各種薬物等）と行動嗜癖（ギャンブル障がい、ゲーム障がい等）がある。
2	入口支援	刑事司法の入口の段階、つまり起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障がいのある等の福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時に福祉サービス等に橋渡しする等の取組のこと。
3	医療観察制度	心神喪失又は心神耗弱の状態、殺人、放火等の重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進することを目的とした制度のこと。 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、適切な処遇を決定するための審判手続が設けられたほか、入院や通院による治療の実施、保護観察所による精神保護観察等が行われ、必要な医療と援助の確保が図られることになる。
【か行】		
4	改善指導	刑事施設において、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行う指導。①「薬物依存離脱指導」、②「暴力団離脱指導」、③「性犯罪再犯防止指導」、④「被害者の視点を取り入れた教育」、⑤「交通安全指導」、⑥「就労準備指導」の6種類の特別改善指導及びそれ以外の改善指導として、①被害者感情の理解等、②規則正しい生活習慣・健全な考え方の付与、③釈放後の生活設計、行動様式の付与等に係る一般改善指導が実施されている。
5	覚醒剤取締法	覚醒剤の濫用を防止するため、覚醒剤及びその原料の輸出入・製造・譲渡・使用・所持を禁止している法律のこと。
6	家庭裁判所	下級裁判所の1つであり、①家庭に関する事件の審判及び調停、②人事訴訟の第一審、③少年の保護事件の審判等を行う。審判等実施に当たっては、各裁判所に配置された家庭裁判所調査官が行動科学等の専門的な知識・技法を活用した事実調査や調整が行われることとなっている。
7	仮釈放	「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするもの。
8	観護処遇	少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全てであり、情操の保護や特性に応じた働き掛けにより、健全育成に配慮された処遇のこと。健全な社会生活を営むための生活習慣等に関する助言・指導だけでなく、少年の情操を豊かにするための学習の支援や読書、講話、季節の行事等の機会が提供されている。
9	観護措置	家庭裁判所が、少年審判を行うため必要があるときにとられる心身鑑別のための身柄保全及び暫定的な保護等の措置であり、家庭裁判所調査官の観護に付される場合と、少年鑑別所に送致される場合がある。

用語		説明
10	鑑別	医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者(家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長から鑑別の求めがあった者等)について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すこと。
11	帰宅先	刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活していく場所を指す。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。
12	起訴	裁判所に対して審判の開始を求めること。「公訴の提起」ともいう。起訴は検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為であり、起訴には、公判請求、略式命令請求及び即決裁判請求がある。
13	起訴猶予	犯罪の嫌疑が認められる場合において、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追（検察官が控訴を提起）を必要としないときに検察官が行う不起訴処分のこと。
14	教誨師	矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき、宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティアのこと。
15	教科指導（刑事施設）	矯正指導の1つであり、①生活の基礎となる学力を欠くことにより改善指導及び円滑な社会復帰に支障とがあると認められる受刑者に対して学校教育（小・中学校程度）の内容に準ずる内容の指導を行う「補修教科指導」、②学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対し、高校・大学の教科内容に準ずる内容の指導を行う「特別教科指導」がある。
16	教科指導（少年院）	少年院において行われる矯正教育の内容の一つであり、学校教育法による学校教育の内容に準じた指導を行う。①義務教育指導（義務教育未終了者に対する小学校又は中学校の学習指導要領に準拠した教科に関する指導）、②補習教育指導（義務教育終了者に対する社会生活に必要な基礎学力を身に付けさせることを目的とした教科に関する指導）、③高等学校教育指導（高等学校への編入若しくは復学又は大学等への進学のため、高度な学力を身に付けることが必要 な者に対する高等学校の学習指導要領に準拠した教科に関する指導）がある。
17	矯正管区	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の適切な運営の管理を図ることを目的とした法務省矯正局の地方支分部局のこと。東北地方には、仙台矯正管区がある。
18	矯正施設	法務省設置法8条1項の規定に基づき法務省に置かれる刑務所、少年刑務所、拘置所少年院及び少年鑑別所を総称するもの。
19	矯正処遇	刑事施設において行われる受刑者への働き掛けのことであり、受刑者の資質・環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起と社会生活に適応する能力の育成を図るため、作業、改善指導及び教科指導を行っている。
20	協力雇用主	犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰に協力することを目的として、刑務所出所者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主のこと。

用語		説明
21	居住支援協議会	住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的に、地方公共団体、不動産関係団体、福祉関係団体等で組織された協議体のこと。
22	居住支援法人	住宅セーフティネット法に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、子育て世帯等の住宅確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅情報の情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人として都道府県が指定するもの。
23	禁錮	刑事施設に拘置（収容）する刑。懲役刑と異なり、作業義務はない。
24	刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称するもの。刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であり、拘置所は、主として未決拘禁者を収容する施設である。
25	刑事司法手続	犯罪をした人等に対する、警察、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続のこと。
26	刑の一部の執行猶予	一定の要件が認められる場合に、裁判所が3年以下の懲役又は禁錮を言い渡す際、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる制度のこと。
27	刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度	刑法の改正に伴い、令和5年12月から開始された。刑の執行段階（受刑中・在院中）において、犯罪被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、刑事施設で受刑中又は少年院に在院中の加害者の生活や行動に関する意見の聴取や伝達を希望する旨の申出があった場合、心情等の聴取や受刑者等への伝達を行う制度のこと。
28	刑法犯	危険運転致死傷及び過失運転致死傷等を除く刑法及び特別法（暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等）に規定される犯罪のこと。
29	刑務官	刑務所、少年刑務所、拘置所などで施設の保安警備や受刑者の処遇を行う国家公務員（法務事務官）のこと。被収容者の逃走等がないよう確実にその身柄を確保するとともに、改善更生及び円滑な社会復帰のために必要な指導を実施している。
30	刑務作業	刑法に定める「所定の作業」として行うとともに、勤労意欲の養成と就労生活の維持、共同作業を通じた社会生活への適応、職業的な技能及び知識の付与などにより受刑者の改善更生の促進を目的に行われる矯正処遇の一つである。
31	刑務所	主として受刑者を収容し刑の執行を通じて、改善更生や円滑な社会復帰に向けた様々な処遇を行う施設のこと。
32	刑務所出所者等就労支援事業	矯正施設、保護観察所及び公共職業安定所が連携して、担当者制による職業相談・職業紹介等を行う事業のこと。

用語		説明
33	刑務所出所者等就労奨励金制度	犯罪や非行をした者を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対し、奨励金を支払う国の制度のこと。 保護観察所が問合せ窓口となる。
34	検挙	捜査機関（検察官・警察職員）が当該刑事事件の行為者を明らかにし、刑事事件として処理すること。
35	検挙人員	警察等の捜査機関が検挙した事件の被疑者の数をいう。
36	検察庁（検察官）	検察庁は検察官の行う事務を総括する機関であり、検察官は犯罪を捜査し、刑事事件に関し裁判所に対して裁判を求め（起訴）、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を指揮・監督しているほか、犯罪被害者の保護・支援や、公益の代表者として法令に定められた事務を行っている。
37	拘禁刑	懲役及び禁錮を廃止し、新たに創設された刑罰のこと。改正刑法第12条第2項において「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」とされ、懲役刑とは異なり、刑務作業は義務ではなく、改善更生のため、個々の受刑者の特性に応じて、作業、改善指導及び教科指導を柔軟に組み合わせて実施することが可能となった。 令和7年6月1日以降に起きた事件・事故から同刑の対象となる。
38	更生緊急保護	刑事上の手続又は保護処分による身体拘束が解かれた者（満期釈放者、執行猶予者等）が、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関などから必要な保護を受けられない場合に、本人の申出により、保護観察所長が緊急に実施する金品の給貸与や宿泊場所の提供、就労支援や生活指導等の措置のこと。なお、令和5年12月から矯正施設入所中において申出が可能となった。
39	更生保護	犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人たちが自立し、改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会をつくることを目指す活動のこと。
40	更生保護サポートセンター	保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体等と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を実施している。
41	更生保護施設	矯正施設から出所・出院した人や保護観察中の人で、身寄りがなく、帰るべき住居がないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供、生活指導等を行い、その更生を支援する施設のこと。法務大臣の認可を受けた更生保護法人等によって運営されている。
42	更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体のこと。

用語		説明
43	更生保護法人	更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて、更生保護事業を営む民間団体のこと。更生保護施設を設置・運営して、被保護者に対する宿泊施設を提供しての自立支援、金品の貸与や生活の相談支援の実施のほか、更生保護の地域連携体制の整備、犯罪をした人たちの更生を助けることを目的とする事業への助成や連絡調整、これらの事業に関する啓発等を行っている。
44	拘置所	主として未決拘禁者や死刑確定者を収容する法務省の施設のこと。
45	勾留	被疑者や被告人の逃亡又は罪証の隠滅を防止するため、裁判所の令状により、刑事施設に拘束する処分のこと。
46	拘留	1日以上30日未満の期間で、刑事施設に拘置（収容）する刑罰のこと。
47	個人別矯正教育計画	少年院において、個々の在院者に対して策定する矯正教育の計画のこと。個人別矯正教育計画には、当該在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、実施方法及び期間その他矯正教育の実施に関し必要な事項が定められている。 なお、策定に当たっては、家庭裁判所、少年鑑別所の意見を踏まえるとともに、できる限り当該在院者及びその保護者等の意向を参酌している。
48	コレワーク (正式名称「矯正就労支援情報センター室」)	犯罪や非行をした人の雇用につなげるため、事業主等の雇用に関する相談対応や、サポートをするために設置された法務省の機関。 矯正施設に収容されている者の就労支援、雇用を検討されている事業主のサポートとして、①雇用情報提供サービス、②採用手続き支援サービス、③就労支援相談窓口サービス、を実施している。
【さ行】		
49	再入者	受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者及び少年矯正施設に2度以上入所・入院した者をいう。
50	(刑法犯) 再犯者	刑法犯により検挙された者のうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。 <input checked="" type="checkbox"/> 参考 「再犯率」と「再犯者率」の違い <ul style="list-style-type: none"> ・ 再犯率 犯罪等により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを計る指標 ・ 再犯者率 犯罪等により検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを計る指標
51	再犯の防止等の推進に関する法律 (再犯防止推進法)	平成28年12月に公布・施行された国として初めての再犯防止に係る法律。国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることを鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにしている。また、再犯の防止等に関する施策の基本事項を定め、関係施策を総合的・計画的に推進することで、国民が犯罪被害を受けることを防止し、安全・安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

用語		説明
52	再犯防止啓発月間	再犯防止推進法第6条において、毎年7月を国民の間に広く再犯防止等について関心と理解を深める再犯防止啓発月間と定めたもの。一国や地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならないとされている。
53	再犯防止推進計画	再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められた再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画のこと。 再犯防止推進法第7条において、政府は同計画の策定義務があり、これまで第一次再犯防止推進計画（平成30～令和4年）、第二次再犯防止推進計画（令和5年～同9年）が策定されている。 また同法第8条において、都道府県及び市町村に対しても、再犯防止推進計画を勘案した地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が定められている。
54	作業報奨金	刑務作業を実施した受刑者等に、勤労意欲の喚起と出所後の生活資金の扶助を目的に支給されるもの。原則として、釈放時に支給されるが、在所中であっても、所内生活で用いる物品の購入や家族の生計の援助等に一部使用することが認められている。作業の対価（賃金）ではない。
55	C F P (Case Formulation Probation/Parole)	保護観察対象者との面接、裁判関係資料等から情報収集を踏まえて、再犯・再非行の誘発要因と改善更生を促進する要因、それぞれの背景要因、相互作用などを理論的・実証的根拠に基づいて分析し、保護観察処遇の焦点と留意事項を明らかにすることで、保護観察官の見立てを支援するアセスメントツールのこと。
56	自助グループ	同じ問題を抱える仲間同士が集まり、互いに悩みを打ち明け、助け合っ て問題を乗り越えることを目的とする集団のこと。ミーティング等が行わ れる。
57	実刑	執行猶予が付されていない自由刑（懲役・禁錮・拘留）判決のこと。
58	執行猶予	判決で刑を言い渡すに当たり、犯人の犯情等を考慮して、刑の執行を一 定期間猶予し、その期間内に刑事事件を起こさず経過したときは刑の言 い渡しの効力を消滅させる制度のこと。
59	社会復帰調整官	保護観察所で勤務する職員であり、精神保健福祉士等の資格を持ち、医 療観察制度の対象となる精神障害者等の社会における生活環境の調査や調 整、精神保健観察の実施等の業務を行っている。
60	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について 理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全 で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。1年を通じて の活動であるが、特に7月を強調月間としている。
61	住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、保護観察 対象者等、住宅の確保に特に配慮を必要とする人のこと。

用語		説明
62	住宅セーフティネット制度	住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯等）の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とする制度のこと。
63	就労支援事業者機構	犯罪をした人等の就労の確保は、一部の善意の篤志家だけではなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべきとの趣旨に基づいて設立され、事業者の立場から安全安心な社会づくりに貢献する活動を行う法人のこと。
64	就労支援専門官	矯正施設で働く、キャリアコンサルティング等の専門知識を有する職員のこと。受刑者、少年院在院者に対する就労支援として、就労支援を希望する対象者との個別面接等により就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメント、受刑者等に対するキャリアカウンセリング、ハローワークや企業との連絡調整業務等を実施している。
65	受刑者	刑事施設の被収容者のうち、懲役刑、禁錮刑又は拘留刑の執行を受けている者。
66	受刑者等専用求人	矯正施設に収容されている受刑者や少年院在院者などを対象にした一般には非公開の求人のこと。
67	出院	退院又は仮退院など、適法な事由に基づいて収容を解除され、少年院を出ること。
68	遵守事項（保護観察）	保護観察に付されている者が、保護観察の期間中、遵守しなければならないいわゆる約束事。遵守事項には、全ての保護観察対象者が遵守すべき一般遵守事項と、保護観察対象者ごとに定める特別遵守事項の2種類があり、遵守しなかった場合は、仮釈放等が取り消される場合等がある。
69	少年院	家庭裁判所から、主に、保護処分として送致された者を収容し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う施設のこと。
70	少年鑑別所	①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置の決定が執られて収容している少年に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと、を目的とする法務省所管の施設。③の業務に関しては「法務少年支援センター」の名称を使用している。
71	少年刑務所	主として、犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった26歳未満の受刑者を収容する刑事施設のこと。
72	職業指導	少年院において行われる矯正教育の内容の一つであり、在院者に対して、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために行う指導のこと。
73	触法少年	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年のこと。
74	初入者	受刑のために刑事施設に初めて入所した者及び少年矯正施設に初めて入所・入院した者のこと。
75	初犯者	犯罪により初めて検挙された者のこと。

用語		説明
76	自立準備ホーム	保護観察所が、刑務所出所者等への宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が設置し、自立に向けた支援等を実施している。
77	生活環境の調整	刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住調整を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの。
78	セーフティネット住宅	住宅確保要配慮者に対する支援制度である住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まないものとして登録した住宅のこと。
79	前科・前歴	一般的に、「前科」は、刑事裁判で有罪となり刑が確定した経歴、「前歴」は警察や検察などの捜査機関により被疑者として捜査の対象となった事実のこと。
80	専門的処遇プログラム	特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対し、指導監督の一環として、保護観察官が心理学等の専門的知識に基づき実施するもの。専門的処遇プログラムには、性犯罪再犯防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムの4種類がある。
【た行】		
81	ダルク (DARC)	ドラッグ (薬物)、アディクション (嗜癖、病的依存)、リハビリテーション (回復)、センター (施設、建物) の頭文字を組み合わせた造語で、覚醒剤、危険ドラッグ、有機溶剤 (シンナー等)、市販薬、その他の薬物から解放されるためのプログラムを行う民間の施設のこと。
82	地域援助 (少年鑑別所)	少年鑑別所が法に基づき「法務少年支援センター」の名称を用いて行う地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務のこと。地域住民の方々や、非行及び犯罪の防止に関する機関及び団体 (司法、教育、福祉・保健、医療、更生保護、矯正施設) の求めに応じて、①情報の提供、②助言、③面接・心理検査等、④カウンセリング等、⑤研修・講演等の方法により非行・犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動を行い、対象者の年齢制限はない。
83	地域援助 (保護観察所)	地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うこと。
84	地域生活定着支援センター	各都道府県に配置され、福祉による支援が必要な刑務所出所者等について矯正施設・保護観察所等と連携して福祉サービスに関する調整を行っている。また、公判段階で福祉的支援の必要性が認められた者について、保護観察所・検察庁と連携して入口支援を行っている。
85	地方更生保護委員会	法務省保護局の地方支分部局。各高等裁判所に対応して置かれ、仮釈放等の事務をつかさどる。また、保護観察所の事務の監督も行う。東北地方には、東北地方更生保護委員会がある。
86	懲役	刑事施設に拘置 (収容) して所定の作業を行わせる刑罰のこと。

用語		説明
87	罪を犯した者	「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった者」のこと。矯正施設に入所した者のほか、微罪処分、起訴猶予、執行猶予等になった者も含まれる。
88	出口支援	刑務所や少年院といった矯正施設を出所・出院する者に対する社会復帰支援のこと。
89	篤志（とくし）面接委員	矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアのこと。
90	特定少年	18歳及び19歳で犯罪行為をした者のこと。令和4年施行の改正少年法により、「特定少年」と定義され、引き続き少年法の適用対象となることは維持された上で、17歳以下の少年とは異なる取扱いをされることとなった。また、家庭裁判所の審判において、原則検察官送致となる事件の対象範囲が拡大したほか、少年院では、社会において「責任ある主体」としての役割を求められることを踏まえた矯正教育が実施されている。
91	特定生活指導	特定の事情を有する少年院在院者に対し実施される矯正教育プログラムのこと。①「被害者の視点を取り入れた教育」、②「薬物非行防止指導」、③「性非行防止指導」、④「暴力防止指導」、⑤「家族関係指導」、⑥「交友関係指導」、⑦「成年社会参画指導」の7種類がある。
92	特別調整	矯正施設及び保護観察所において、高齢者又は障がい者を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするため、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について調整を行うもの。
93	特別法犯	刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等以外の罪を言い、条例・規則違反を含む。

用語		説明
【な行】		
94	入所受刑者（新受刑者）	裁判が確定し、その執行を受けるため、刑事施設に新たに入所するなどした受刑者のこと。
95	認知件数	犯罪について、被害の届出、告訴、告発、その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数のこと。
96	農福連携	農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組の推進へも広がりを見せている。
【は行】		
97	罰金・科料	一万円以上（罰金）又は千円以上一万円未満（科料）の納付を科される刑罰のこと。「科料」は行政罰の「過料」と異なる。
98	被疑者・被告人	被疑者は、警察や検察などの捜査機関から犯罪の疑いをかけられ捜査の対象となっているが、まだ起訴されていない者。被告人は、捜査機関によって犯罪の疑いをかけられ、検察官から起訴された者のこと。
99	非行少年	犯罪少年（犯行時に14歳以上であった罪を犯した少年）、触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年）、ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年）の総称
100	微罪処分	検察官があらかじめ指定した軽微な犯罪で、20歳以上の者による事件について、警察が事件を検察官に送致しない手続を執ること。
101	BBS会	「Big Brothers and Sisters Movement」の略。非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体のこと。
102	不起訴	検察官が行う終局処分のうち、公訴を提起しない（裁判所に対し訴えを起ささない）処分のこと。 主な不起訴処分の種類として、「訴訟条件を欠く場合」、「被疑事件が罪とならない場合」、「嫌疑なし」、「嫌疑不十分」、「起訴猶予」がある。
103	福祉専門官	刑務所などの矯正施設に収容された高齢者、障害を有する受刑者等の社会復帰に向け、必要な支援を行う福祉のスペシャリストのこと。社会福祉士等の専門資格を持ち、出所後速やかに各種サービスにつながるよう、関係機関との調整等を実施する。

用語		説明
104	法務技官（心理）	少年鑑別所、少年院、刑事施設で勤務する心理の専門職のこと。心理学などの専門的な知識・技術を生かし、科学的で冷静な視点と人間的な温かい視点とを持ちながら、非行や犯罪の原因を分析し、対象者の立ち直りに向けた処遇指針の提示やカウンセリング等を行っている。
105	法務教官	少年院、少年鑑別所、刑事施設で勤務する専門職員のこと。主に、少年院や少年鑑別所において、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰に向けた各種矯正教育や社会復帰支援、在所者に対する健全な育成に向けた支援を実施するなどし、少年の立ち直りと社会復帰に向けた支援等を行っている。
106	法務少年支援センター	少年鑑別所が地域援助を行う際の別称である。詳細は「地域援助」を参照のこと。
107	保護観察	罪を犯した人又は非行のある少年が、実社会でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うこと。少年院仮退院者、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者が対象となる。
108	保護観察官	心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会内において、保護司と協働して、犯罪をした人や非行のある少年に対する保護観察や生活環境の調整を実施するほか、犯罪予防活動、犯罪被害者等施策等に関する事務に従事する国家公務員のこと。
109	保護観察所	法務省保護局の地方支分部局。地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、①保護観察、②生活環境の調整、③更生緊急保護、④恩赦の上申、⑤犯罪予防活動、⑥精神保健観察、⑦犯罪被害者等施策等の事務を実施している。
110	保護司	犯罪をした人又は非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員のこと。保護観察の実施、帰宅先の生活環境調整、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。
111	保護処分	家庭裁判所が非行少年に対して行う終局処分であり、少年の健全育成を目的とする性格の矯正と環境の調整等に関する教育的・福祉的な措置を内容とする。保護観察、少年院送致、児童自立支援施設等送致がある。
【ま行】		
112	満期釈放	刑期を満了して釈放されること。
【や行】		

用語		説明
113	薬物事犯者	麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚醒剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反した者のこと。
【ら行】		
114	領置金	受刑者等が、矯正施設等に入所・入院する際に所持してきた金銭や入所・入院中に外部の人から差し入れられた金銭のこと。その占有は、収容している矯正施設等が行う。
115	労役場留置	罰金・科料を完納できない場合に科される施設収容処分のこと。未納額相当の留置日数、刑事施設内に附置された労役場に留置され、指定された作業を行う。

※本記載は令和7年1月末時点のものであり、拘禁刑等施行後、変更される可能性があります。

作成

法務省 仙台矯正管区 更生支援企画課

☎022-286-0130